

堺市都市緑化センター募集要項一式・正誤表

下記の資料3点において、修正がありましたので正誤表を送付します。

	資料名	ページ	項目	修正前	修正後	備考
1	資料1-2・募集要項	P7~8	(4)イ(オ)	修繕費((エ)によるものを除く。)は、予算額を1,800千円(税込)と定め、年度協定に基づき年度協定満了後に精算等を行うものとする。	修繕費((エ)によるものを除く。)は、予算額を1,800千円(税込)と定め、年度協定に基づき年度協定満了後に精算等を行うものとする。なお、修繕費が予算額を超える場合は、別途協議するものとする。	
2	別紙1・仕様書	P5~6	ク 施設修繕(キ)	修繕費((カ)によるものを除く。)は、予算額を1,800千円(税込)と定め、年度協定に基づき年度協定満了後に精算等を行うものとする。	修繕費((カ)によるものを除く。)は、予算額を1,800千円(税込)と定め、年度協定に基づき年度協定満了後に精算等を行うものとする。なお、修繕費が予算額を超える場合は、別途協議するものとする。	
3	別紙4・年度協定書	P3	(令和5年度の指定管理料) 第3条	<p>(令和5年度の指定管理料) 第3条 甲は、管理施設の令和5年度の管理運営にかかる費用を、指定管理料として、乙に対して次のとおり支払う。 (1) 指定管理料 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円) 注:「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、指定管理料に消費税率を乗じて得た額である。 (2) 前項の指定管理料について、乙は、次のとおり年4期に分割し前金払いとして甲に請求するものとする。 第1期分(4月) 円 第2期分(7月) 円 第3期分(10月) 円 第4期分(1月) 円</p>	<p>(令和5年度の指定管理料) 第3条 甲は、管理施設の令和5年度の管理運営にかかる費用を、指定管理料として、乙に対して次のとおり支払う。 (1) 指定管理料 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円) 注:「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、指定管理料に消費税率を乗じて得た額である。 (2) 枠内修繕費については、基本協定書第21条第2項に基づき、前号の指定管理料に含めるものとし、その額は1,800,000円とする。 (3) 第1号の指定管理料のうち、第2号の枠内修繕費以外について、乙は、次のとおり年4期に分割し前金払いとして甲に請求するものとする。 第1期分(4月) 円 第2期分(7月) 円 第3期分(10月) 円 第4期分(1月) 円 (4)第1号の指定管理料のうち、第2号の枠内修繕費について、乙は、次のとおり一括で概算払いとして甲に請求するものとする。 (4月) 金1,800,000円</p>	仕様書と年度協定書の記載を整合するもの。